

那こ政策第 52-2 号

令和 3 年 6 月 18 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、小学校の臨時休業中の期間、感染リスクを軽減するため、放課後児童クラブへの通所自粛等の緊急的対応を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県が特別措置法に基づく緊急事態措置の延長されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、6 月 18 日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和 3 年 6 月 21 日(月)～7 月 11 日(日)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」における、県民へ要請(県内全域)内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。

令和3年6月17日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
(公印省略)

学校再開について (通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
みだしのことについて、下記の理由により、学校再開を決定しましたのでお知らせいたします。
保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症拡大防止についてご協力いただきますとともに、学校再開に向けての準備をお願いいたします。

記

1 学校の再開

令和3年6月21日(月)から学校を再開し、通常登校とする。

2 学校を再開する理由

- (1) 市内における感染状況が減少傾向にあるため。
- (2) 児童生徒や家族等の感染者が減少傾向にあるため。
- (3) 感染リスクを低減する対策を講じることにより、教育活動が可能であると判断できるため。
- (4) 持続的な児童生徒の学びを保障するため。

3 給食の実施について

給食は6月21日(月)から開始する。

4 保健安全について

- ① 学校にて発熱が確認された場合は、保護者に引き取りをお願いします。
- ② 児童生徒または同居者に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)がある時は登校を控えてください。その場合は欠席となりません。
- ③ 生徒または同居家族が濃厚接触者の場合は、登校を控えてください。その場合は欠席となりません。
- ④ 教職員においても風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)が見られる場合は、出勤させません。

5 部活動等について

- (1) 緊急事態宣言中の部活動は、原則休止とします。(特措法第24条第9項)。
→但し、8月末までに、九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会・地区大会やコンクール等を控えた場合に限り、必要最小限の人数にて、学校長の許可の下行うこと。平日の活動時間は、90分以内(個人練習を含む、早朝練習は行わないこと)、土日休日は、2時間以内(準備片付けミーティング等は含まない)とすること。
- (2) 期間中、練習試合や合宿等については、行わないこと。
- (3) 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

※上記の対応は、令和3年6月17日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

<本件のお問い合わせ>
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522